

事務連絡
令和2年9月30日

日中一時支援事業指定事業者 代表者 様

尼崎市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症対応における日中一時支援事業に係る報酬請求の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応に係る障害福祉サービス等の請求等の事務については、「新型コロナウイルス感染症対応における障害福祉サービス等に係る介護給付費等の請求（9月・10月請求分）について」（令和2年9月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）に基づき、兵庫県国民健康保険団体連合会において請求遅延受付の対応がなされているところです。

つきましては、日中一時支援事業におきましても職員等の不足により、事業所によっては報酬請求の事務作業に遅れが生じるなどの支障も想定されるため、下記のとおり取扱うことといたします。

記

1 日中一時支援事業の報酬請求の受付に係る取扱いについて

兵庫県国民健康保険団体連合会が、厚生労働省事務連絡に基づき新型コロナウイルス感染症対応における障害福祉サービス等に係る介護給付費等の請求受付猶予期限を定めた月は、日中一時支援事業の請求についても、その取扱いに準じるものとします。

なお、該当月ごとに日中一時支援事業に関する同様の通知は行いませんので、兵庫県国民健康保険団体連合会から新型コロナウイルス感染症対応における介護給付費等の請求遅延届に関する事務連絡があった場合、日中一時支援事業についても同様の取扱いが必要な場合に限り、事前にご連絡のうえ手続きを行ってください。

(1) 請求遅延届（別紙）は、当該月の10日までにご提出ください。（事前連絡のうえ、FAX可）

(2) 請求の受付猶予期限は、兵庫県国民健康保険団体連合会の取扱いに準じます。

例) 令和2年10月請求分は、10月14日（水）（消印有効）が提出期限となります。

(3) 請求遅延届原本（原本提出済の場合は、その写し）は、請求書原本に添付してください。（請求書の請求期日は、当該月10日としてください。）

(4) 期日までに請求遅延届を提出せずに受付猶予期限に提出した場合、または請求遅延届を提出後に受付猶予期限を超えた場合は、翌月の受付となりますのでご注意ください。

2 取扱い開始日

令和2年10月1日

（該当月は兵庫県国民健康保険団体連合会による介護給付費請求取扱いに準ずる）

以上

請求・認定担当
担当：吉田、北
TEL：06-6489-6750
FAX：06-6489-6351